

S F S 合奏団楽団運営規約

一般社団法人 S F S 合奏団

この規約は、一般社団法人 S F S 合奏団が編成する合奏団の運営について定める。

楽団の運営は、当法人の定款及び当法人の理事会の決定に従い、適正に実施されなければならない。

(楽団の活動指針)

第1条 この楽団は、次の活動ができるよう努める。

- (1) 弦楽器演奏活動による、青少年の健全な育成と自立を図ることを目的として、国内演奏会を2年に1度、海外との文化交流演奏会を4年に1度を目安に企画し、実施する。
- (2) 楽団の演奏技術を向上のため、月に原則4時間以上の合奏合同練習を実施する。
- (3) 楽団の内容充実を図るため、原則として2年に1度、春休み又は夏休みに、各地で団員同士の親睦と楽器演奏向上を目的とした合宿練習を行う。
- (4) 青少年団員及び音楽部団員の個人演奏技術の向上を図るため、個人演奏発表会を原則として2年に1度実施する。
- (5) 地域社会との音楽による交流を図るため、楽団講師及び青少年団員、音楽部団員は、それぞれ各方面の施設や学校等での演奏会を開催する。
- (6) 楽団の活動は、ホームページ等により掲示、広報する。

(楽団の組織① 楽団長)

第2条 当楽団には、理事会の決定により、楽団長を1名置く。

2 楽団長は、当法人の定款に従い、楽団を組織し、楽団の代表としてその活動及び運営を指揮する。

(楽団の組織② 楽団委員)

第3条 当楽団には、次の楽団委員を置くことができる。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 舞台監督 | 1名 |
| (2) インспекター | 1名 |
| (3) マネージャー | 1名 |
| (4) 楽団事務 | 若干名 |

2 楽団委員は、楽団長の推薦により、当法人の理事会で選任する。

3 楽団委員の任期は原則として1年とし、期間の延長及び短縮は、当法人の理事会がこれを決定する。

4 楽団講師は、楽団長が必要と認めるときに招聘し、その任期及び謝礼は、当法人の理事会がこれを決定する。

(楽団の組織③ 楽団会議)

第4条 楽団長は、必要に応じて随時、楽団委員による会議（楽団会議）を開催することができる。

2 楽団会議では、楽団委員は、楽団長の要請に応じて、主に楽団の音楽面の運営について楽団委員の意見を述べることができる。

(楽団員)

第5条 楽団員は次のとおりとする。

(1) 青少年団員

この楽団に入団を認められた9歳以上22歳以下の男女

(2) 音楽部団員

この楽団の活動に参加することが認められた23歳以上の男女

- 2 音楽部団員は、当法人の音楽部会員となるものとし、当法人の規約に従い義務を負う。
- 3 楽団員は、楽団の活動に積極的に参加し、演奏技能の向上に努めなければならない。

(楽団員の入団等)

第6条 この楽団の団員になろうとする者は、別に定める入会金を添えて、所定の入会申

込書を提出し、楽団長の承認を求めなければならない。また、団員は、別に定める規定により、会費を納める義務を負う。

- 2 青少年団員は、各人が入団時に個人レッスンを受けており、かつ、演奏技術として一定の技能を有することを入団の要件とする。
- 3 団員は、体調不調による加療等の事情により、長期にわたり楽団練習を休止する場合には、所定の休団届を提出しなければならない。休団期間中の会費は、規定額の半額とする。
- 4 団員が退団するときは、所定の退団届を提出しなければならない。楽団長が退団届を受理することにより、団員は、当法人の演奏部会員の資格を喪失する。

(協力団員)

第7条 協力団員は、当楽団の趣旨に賛同し、その活動・運営に協力する。

- 2 協力団員の協力の方法、支払う会費等の詳細は、別途定めるところに従う。

(演奏支援会員)

第8条 この楽団に入団した団員の保護者等を演奏支援会員とする。

- 2 演奏支援会員は、本規定の定める団の活動を支援し、これに協力するものとする。

(会費等)

第9条 楽団員の支払う入会金、団費及び実費等の詳細は、別途定めるところに従う。

(禁止事項)

第10条 団員、音楽部団員、楽団委員、協力団員及び演奏支援会員は、この楽団の中で、政治活動、宗教活動、商業行為、勧誘行為等他の団員の迷惑になる行為をしてはならない。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な場合には、当法人の理事会の承認を経て、楽団長が別に楽団細則を定めることができる。